ロ　措置児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ホ　措置児童若しくは当該措置児童の扶養義務者に係る同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ヘ　措置児童の扶養義務者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報
ト　措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
チ　措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
リ　措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
ヌ　措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
ル　措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ヲ　措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ワ　措置児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二　法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報
二　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務　前号に掲げる情報
三　予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務　第一号に掲げる情報

第十二条の三　法別表第二の十七の項の主務省令で定める事務は、予防接種法施行令第十条第一項ただし書の医療費の額の調整に関する事務とし、同表の十七の項の主務省令で定める情報は、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報
二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
三　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
四　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
五　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第十三条第一号中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削り、「次に」を「当該請求を行う者に係る次に」に改め、同号イ及びロ中「当該請求を行う者に係る」を削る。

第十三条の二第一号中「（昭和二十三年政令第百九十七号）」を削り、同条第二号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削る。

第十四条各号を次のように改める。

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ロ　当該サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ハ　当該サービスが提供される身体障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
二　身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該措置に係る身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ロ　当該措置に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ハ　当該措置に係る身体障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
三　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報
ロ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　住民票に記載された住民票関係情報

第十九条第一号中「次に」を「同法第六条第二項の要保護者若しくは同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に」に改め、同号イ中「生活保護法第六条第二項の要保護者若しくは同条第一項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る」を削り、同号ロから同号トまでの規定中「要保護者等に係る」を削り、同号ラ中「要保護者等に係る」を削り、同号ムとし、同号ナ中「要保護者等に係る」を削り、同号ナを同号ラとし、同号ネ中「要保護者等に係る」を削り、同号ネを同号ナとし、同号ツ中「要保護者等に係る」を削り、同号ツを同号ネとし、同号ソ中「要保護者等に係る」を削り、同号ソを同号ツとし、同号レ中「要保護者等に係る」を削り、同号レを同号ソとし、同号タを削り、同号ヨ中「要保護者等に係る」を削り、同号ヨを同号レとし、同号カ中「要保護者等に係る」を削り、同号カを同号タとし、同号ワ中「要保護者等に係る」を削り、同号ワを同号ヨとし、同号ヲ中「要保護者等に係る」を削り、同号ヲを同号カとし、同号ル中「要保護者等に係る」を削り、同号ルを同号ワとし、同号ヌ中「要保護者等に係る」を削り、同号ヌを同号ヲとし、同号リ中「要保護者等に係る」を削り、同号リを同号ルとし、同号チ中「要保護者等に係る」を削り、同号チを同号ヌとし、同号トの次に次のように加える。

チ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
リ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

第十九条第二号中「前号」を「要保護者等に係る前号イからムまで」に改め、同条第三号及び第四号中「第一号」を「要保護者等に係る第一号イからムまで」に改め、同条第五号中「第一号」を「要保護者等に係る第一号イからムまで」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからムまでに掲げる情報

第二十七条各号を次のように改める。

一　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ロ　当該サービスが提供される知的障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報